

議案第17号

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「、指定居宅介護支援事業者」を加える。

第3条中「第78条の2第4項第1号」の次に「、法第79条第2項第1号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。